



景観条例による 「行為の届出制度」ガイドライン 【建築物・工作物】



平成25年6月

駒ヶ根市

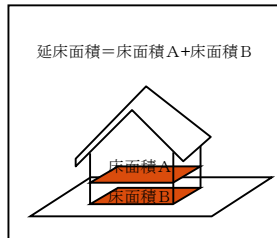
1 届出対象行為

一定の規模を超える建築物や工作物の新設、増改築、移転、外観の変更または、土地形質の変更を行う場合には景観条例に基づき開発許可や建築確認の申請前に市への届出が必要となります。

《届出を要する行為・規模》（）内は重点地区での数値

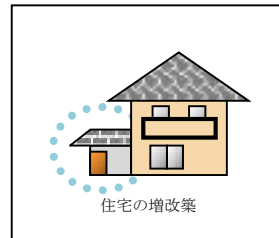
○新築

延床面積 10 m² 超



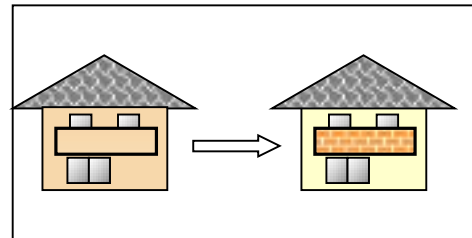
○増改築、移転

延床面積 10 m² 超



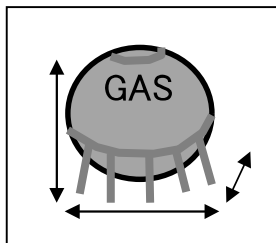
○外観の変更

変更面積 50 m² (25 m²) 超



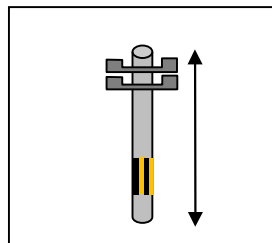
○プラント類、自動車車庫、貯蔵施設等の建設

高さ 10 m 超又は築造面積 100 m² (20 m²) 超



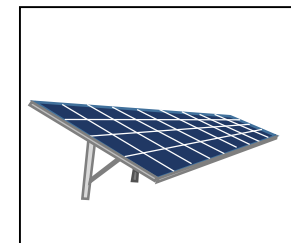
○電気供給施設等の建設

高さ 10 m (8m) 超



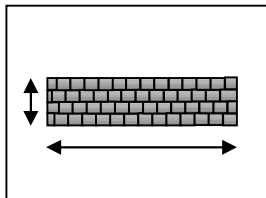
○地上設置型太陽光パネルの設置

設置面積 500 m² 超



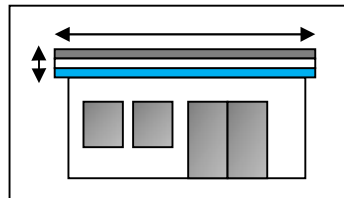
○その他の工作物

長さ 10 m 以上かつ高さ 1.5 m 以上
又は高さ 10 m (5m) 超



○公衆の関心を引くための意匠

面積 10 m² (3 m²) 超



※フェンス等で囲う場合は、フェンス等で

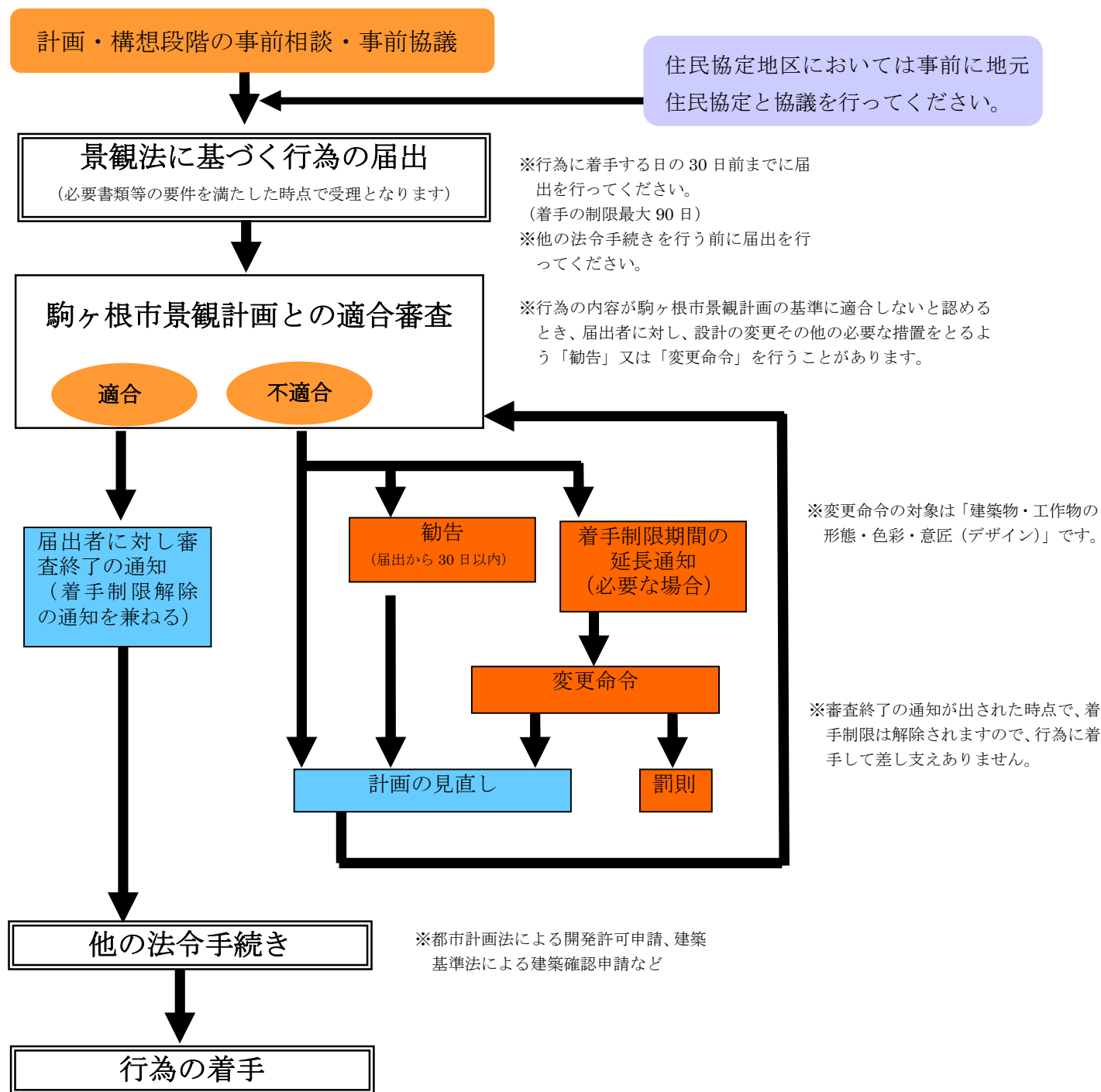
囲われた敷地面積 500 m² 超

2 届出の際の提出図書

図書の種類		備考
①	景観計画内における行為の届出書	
②	行為を行う土地の位置及びその土地の周辺の状況を表示する図面 (1/2,500 以上)	縮尺と方位、行為地を示してください。
③	行為を行う土地の区域内における建築物又は工作物の位置を表示する図面 (1/100 以上)	塀や車庫、付帯設備などの敷地内の外部構成と壁面後退距離を表示してください。
④	建築物又は工作物の彩色が施された 2 面以上の立面図 (1/100 以上)	色彩は、日本塗料工業会の「塗装用標準見本台帳」や「JIS 標準色票」で確認し、マンセル表色系で表示してください。
⑤	行為を行う土地及びその周辺の状況を示す写真 (2 方向以上から撮影)	
⑥	事前協議や住民説明会等の経過がわかる書類	事前協議回答書、説明会議事録等。

※市役所都市計画課へ各 2 部ご提出下さい。

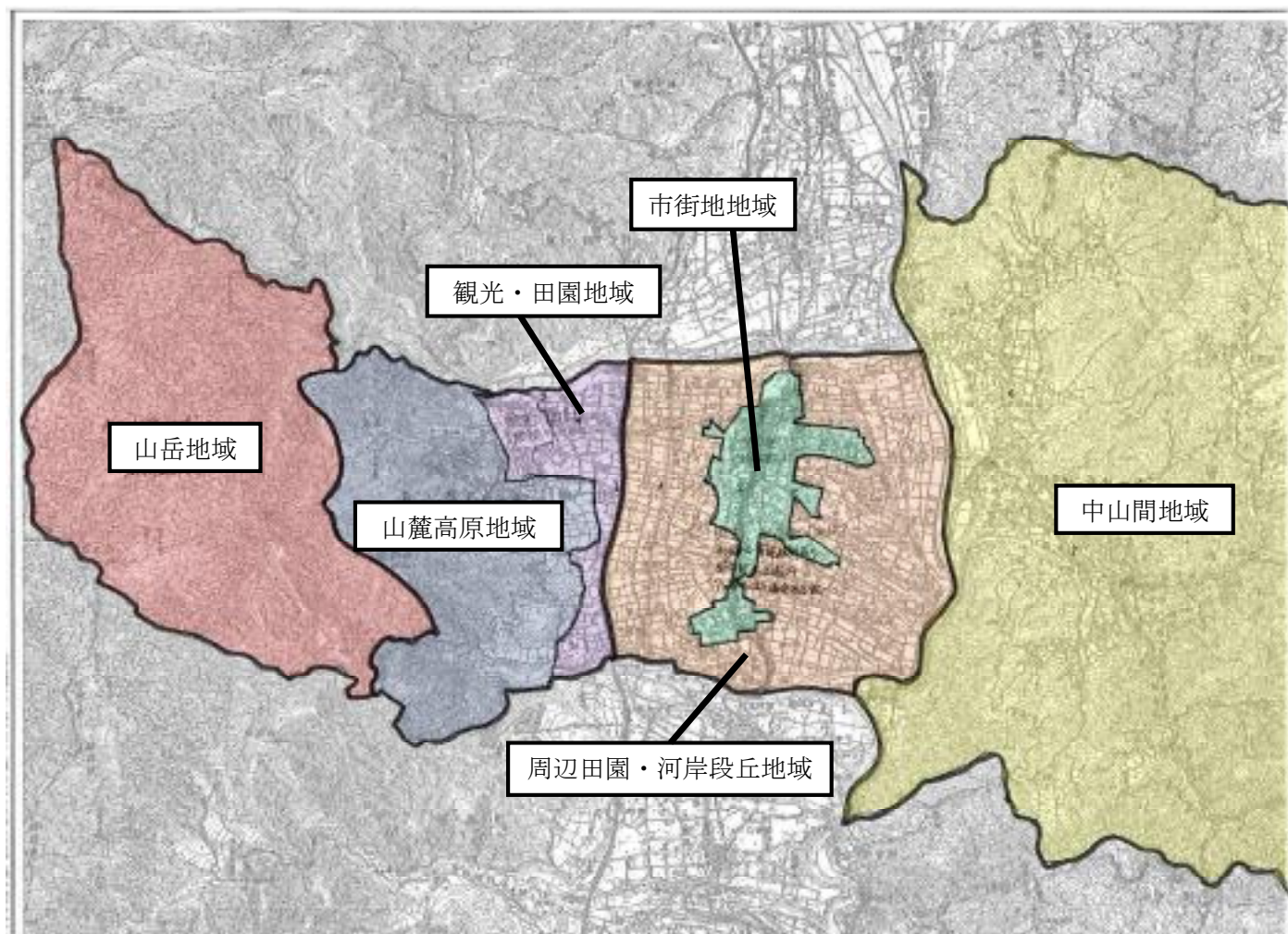
3 届出の手続きの流れ



罰則について

- ① 届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。(景観法第102条第1号)
- ② 変更命令に従わなかった場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。(景観法第101条第1号)

4 景観計画の区域の区分



山岳地域 中央アルプス県立自然公園（昭和 26 年 11 月 22 日指定）の駒ヶ根市の範囲内となります。この範囲の中で、長野県立自然公園条例、長野県文化財保護条例の規定による許可を受けた行為、届出を行う行為については景観法及び駒ヶ根市景観条例の対象外となります。

山麓高原地域 山岳地域との境から駒ヶ根市都市計画図（平成 21 年 3 月発行）において、都市計画区域内白地地域の容積率／建ぺい率＝100／60 の範囲となります。

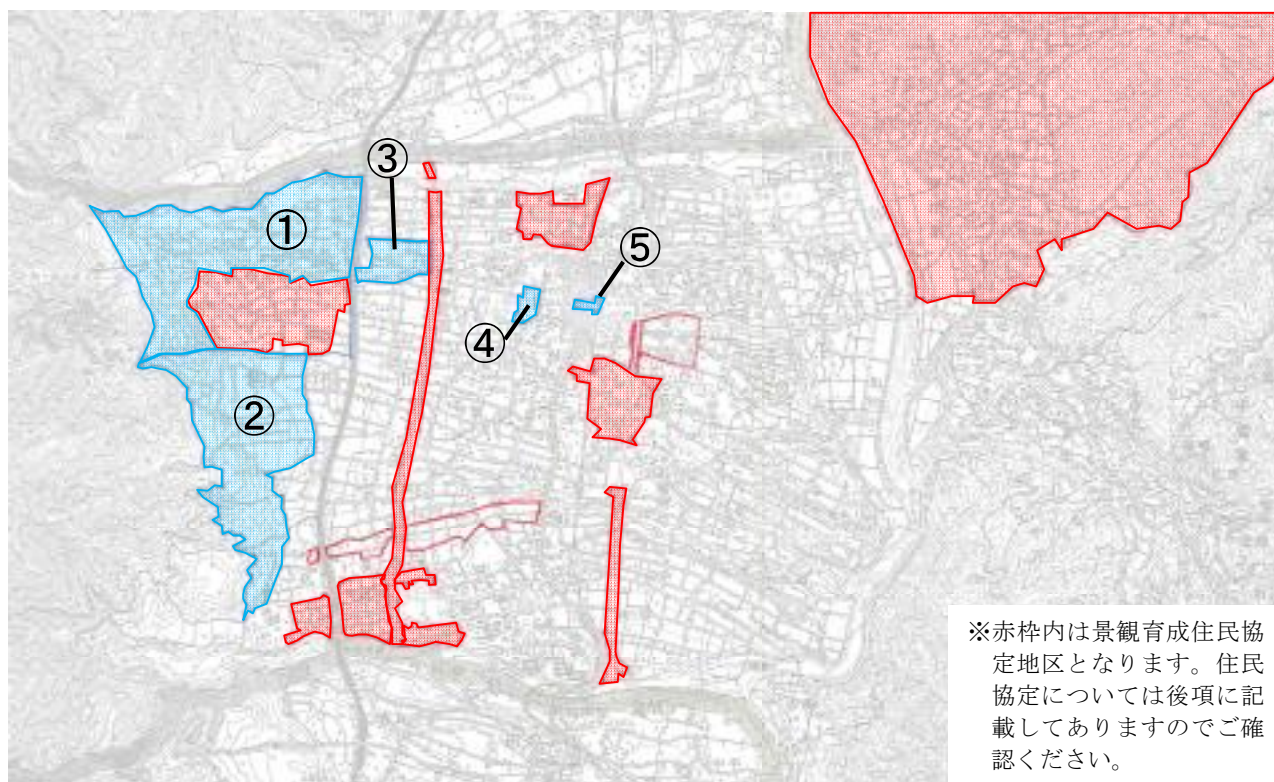
観光・田園地域 山麓高原地域との境から中央自動車道の間の地域となります。

周辺田園・河岸段丘地域 西は中央自動車道、東は天竜川に囲まれた地域で、市街地（用途規制有）の地域を除いた地域となります。

市街地地域 周辺田園・河岸段丘地域の中において駒ヶ根市都市計画図（平成 21 年 3 月発行）で用途規制がされている地域となります。

中山間地域（竜東地域） 天竜川より東側の地域となります。

5 景観育成重点地区



①駒ヶ根高原重点地区

観光・田園地域内

中央アルプスと並ぶ駒ヶ根の観光拠点として多くの観光客が訪れます。雄大な自然と落ち着いた雰囲気大切にしつつ、にぎわいのある空間創出に努めます。

②西山山麓エリア

重点地区

山麓高原地域内

豊かな自然景観と調和しつつ企業等が立地する地区です。市の活性化を目指しつつ、景観を大切に開発を進めます。

③駒ヶ根インター

重点地区

周辺田園・河岸段丘地域内

市の玄関口として、多くの市民や観光客が訪れます。駒ヶ根市の第一印象としておもてなしを感じていただける景観の育成を目指します。

④文化センター

重点地区

市街地地域又は周辺田園・河岸段丘地域内

多くの市民の利用がある中央アルプスの重要な視点場となっております。この景観を守り育てる周辺地区のまちづくりを進めます。

⑤駒ヶ根駅前重点地区

市街地地域内

市の玄関口としての役割を果たしています。訪れる方にもおもてなしを感じていただける景観、街並みを歩きたくなる景観を目指し、にぎわいの空間づくりに取り組みます。

※景観道路軸

駒ヶ根市はふたつのアルプスの眺望が、最も重要な景観資源です。道路は、その重要な視点場として捉え、主要道路に加え、東西に走る道路をよりきめ細かく重点地区として市の特色ある景観を活かすまちづくりを進めます。

景観道路軸の範囲について

- ※アクセス（主・駒ヶ根駒ヶ岳公園線）両側各 100m
- ※伊南バイパス両側各 100m
- ※国道 153 号両側各 30m
- ※広域農道（市道新春日街道線）両側各 30m
- ※主要地方道・伊那生田飯田線両側各 30m
- ※主要地方道・駒ヶ根長谷線両側各 30m
（中割菅沼線交差点まで）
- ※県道栗林宮田停車場線古田切本線両側各 30m

上記に定める道路沿線の範囲となります。ただし他の重点地区の指定地区内は除きます。

- ※市道 菅の台線、光前寺南線、上穂飯坂線、上穂町線、小町屋線、辰見町本線、1-961 号線、古田切線、飯坂 2 号線、中街道線、1-405 号線、4-32 号線、4-17 号線、小鍛冶線、赤須町線、1-867 号線、吉瀬本線、馬見塚線、南割中田切線、中筋線、1-1098 号線、中割縦線、古田切本線、中割菅沼線、琴ヶ沢線、農免道路北線、中割経塚線、梨の木線

両側各 30m

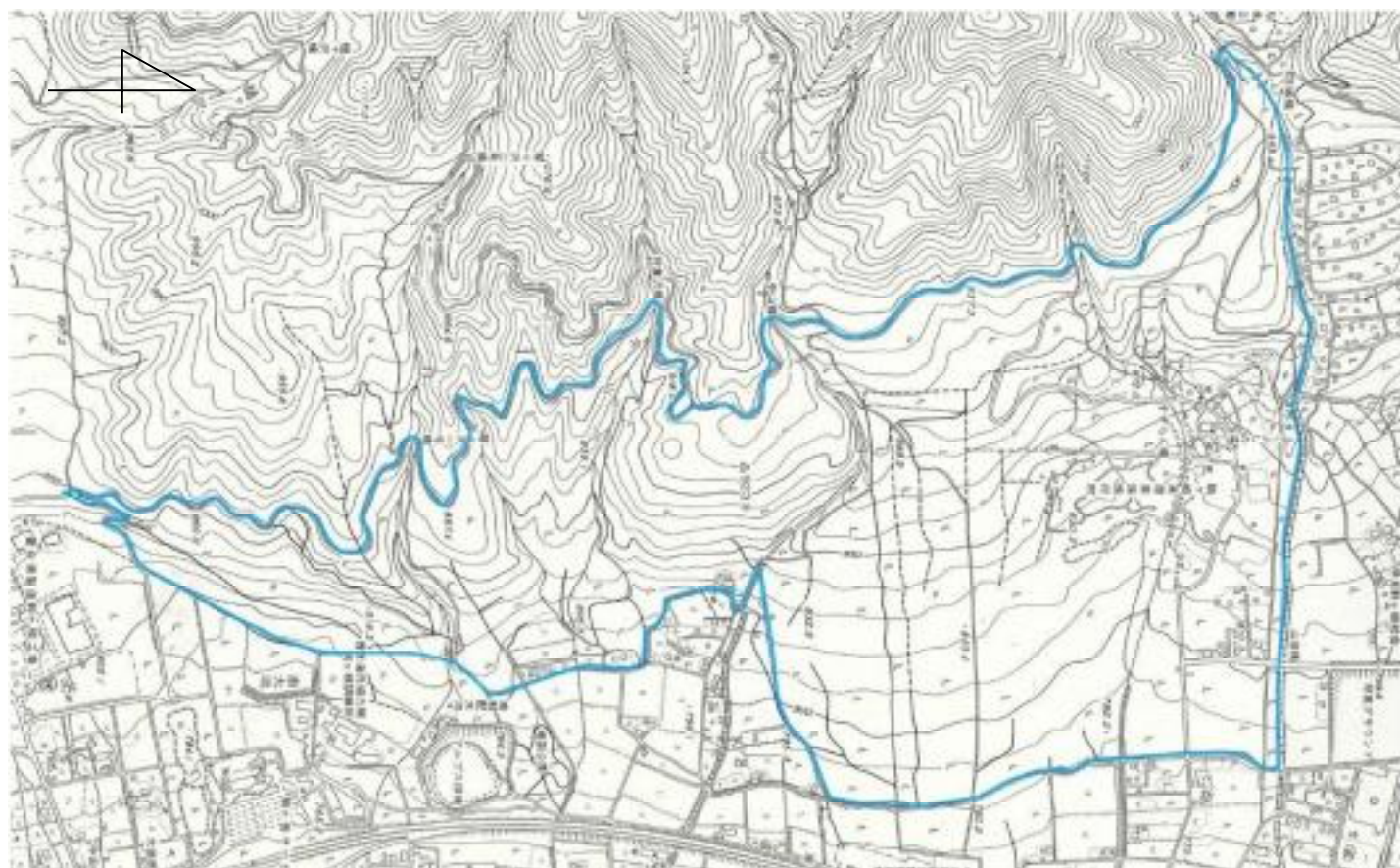
6 景観づくりの基準

① 山麓高原地域（重点地区：西山山麓エリア）

配置	（・道路からできるだけ後退するなど、建築物及び工作物ができるだけ目立たない配置になるよう努めること。） ・道路に面した場所は、道路からの壁面の後退距離を出来る限り多くとること。 ・隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。 ・敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。 ・電柱・電線は、良好な森林景観を阻害しないよう配慮し設置すること。 ・地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。
規模	・周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。 ・高さは現状の別荘地で見られる建築物の高さ程度とすることが望ましい。
形態・意匠	・勾配屋根とするよう努めること。ただし、一戸建て住宅以外の建築物については周囲との調和に配慮し景観を崩さない計画と認められる場合は、屋根の形状は問わない。 ・周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 ・周辺の建築物等の形態との調和に努めること。 ・建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、ランドマークの形成にも努めること。 ・大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。 ・周辺の基調となる建築物等に比べ規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 ・河川、道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 ・非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 ・屋上・屋外設備は外部から見えにくいように工夫すること。
材料	・敷地の土留めは、自然の法面の緑化、自然石積み、化粧ブロック等を用いるなど景観に配慮するよう努めること。 ・外壁は高原地としてのくつろぎを感じられる雰囲気を演出するため、自然素材又は地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。 ・反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。 ・金属板、ミラーガラス、無塗装金属板の使用は出来るだけ避け、使用する場合は周囲との調和に十分配慮すること。
色彩等	・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。 外壁面 ・外壁面に使用する色相の彩度は（R）8以下、（YR）8以下、（Y）10以下、（GY）6以下、その他の色相は4以下とすること。 ・明度は周辺景観に調和するよう努めること。
敷地の緑化	（・できるだけ敷地内に既存する樹木を残すよう努めること。） ・敷地境界には、なるべく生垣、樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 ・駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 ・使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。 ・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。 ・可能な限り緑化に努めること。

公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他意匠に関する付加基準	
配置	・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。
規模 形態・意匠	・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。
材料	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。
色彩等	・けげげばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。

重点地区拡大図（西山山麓エリア）



② 観光・田園地域（重点地区：駒ヶ根高原）（重点地区：景観道路軸）

配置	（・道路からできるだけ後退するなど、建築物及び工作物ができるだけ目立たない配置になるよう努めること。） （・ふたつのアルプスの眺望をできるだけ阻害しないよう努めること。） （・道路境界及び隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりある空間を確保すること。） ・景観道路軸からの後退距離は2m以上とするよう努めること。ただし、宿泊施設や観光関連施設等の一戸建て住宅以外の建築物は、出来るだけ景観道路軸から5m以上後退するよう努めること。（複数接している場合は一面以上。付属屋除く） ・隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。 ・敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。 ・地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。 ・電柱・電線は、良好な森林景観を阻害しないよう配慮し設置するよう努めること。
規模	（・沿道景観に配慮し、できるだけ周囲から突出した印象にならない規模、高さとするよう努めること。） （・高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感を生じないよう努めること。） ・高さは現状でみられる高さ5階までとすること。 ・周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。
形態・意匠	（・市民や観光客が留まりたくなる空間にふさわしい外壁、意匠とすること。） （・ふたつのアルプスの山並み及び周辺の建築物等の形態との調和に努め市民や観光客が歩きたくなる道路空間の創出に努めること） ・勾配屋根とするよう努めること。ただし、一戸建て住宅以外の建築物については周囲との調和に配慮し景観を崩さない計画と認められる場合は、屋根の形状は問わない。 ・宿泊施設等の高層建築物は、調和のとれた意匠とすること。 ・大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。 ・周辺の基調となる建築物等に比べ規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 ・河川、道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 ・非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 ・屋上・屋外設備は外部から見えにくいように工夫すること。
材料	・アルプスのふもとに形成された観光地としてくつろぎを感じられる雰囲気とするため、自然素材または地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。 ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。 ・反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。 ・敷地の土留めは、自然の法面の緑化、自然石積み、化粧ブロック等を用いるよう努めること。
色彩等	（・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。） （・使用する色数を少なくするよう努めること。） ・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。 外壁面 ・外壁面に使用する色相の彩度は（R）8以下、（YR）8以下、（Y）10以下、（GY）6以下、その他の色相は4以下とすること。 ・明度は周辺景観に調和するよう努めること。
敷地の緑化	（・県道駒ヶ岳公園線沿道の緑化及び植栽の整備に努めること。） （・沿道のポイント緑化に努めること。） ・敷地境界には、なるべく生垣、樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。

	・駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 ・使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。 ・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。 ・可能な限り緑化に努め、維持管理に努めること。
--	--

公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他意匠に関する付加基準	
配置	・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。
規模 形態・意匠	・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。
材料	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。
色彩	・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分に配慮すること。 ・光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。

重点地区拡大図（駒ヶ根高原）



③ 周辺田園・河岸段丘地域

(重点地区：駒ヶ根 IC) (重点地区：文化センター) (重点地区：景観道路軸)

配置	(・道路からできるだけ後退するなど、建築物及び工作物ができるだけ目立たない配置になるよう努めること。) (・駒ヶ根総合文化センターを視点場とした中央アルプスへの眺望をできるだけ阻害しない配置とするよう努めること。) (・ふたつのアルプスの眺望をできるだけ阻害しないよう努めること。) (・道路境界及び隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりある空間を確保すること。) ・景観道路軸からの後退距離は2m以上とするよう努めること。ただし、一戸建て住宅以外の建築物は、出来るだけ景観道路軸より5m以上後退するよう努めること。(複数接している場合は一面以上。付属屋除く) ・隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。 ・敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。 ・地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。
規模	(・駒ヶ根総合文化センターを視点場とした中央アルプスへの眺望をできるだけ阻害しない高さとするよう努めること。) (・沿道景観に配慮し、できるだけ周囲から突出した印象にならない規模、高さとするよう努めること。) (・高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感等を生じないように努めること。) ・高さは現状の田園地域で見られる住宅等の高さとし、良好な田園景観を阻害しないこととする。 ・アルプスへの眺望を阻害しないよう努めること。ただし、住民生活の向上を図ることを目的とし、当該住民、地権者の了解が得られた事業についてはこの限りではない。 ・周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。
形態・意匠	(・ふたつのアルプスの眺望、周囲の建築物等の形態及び自然景観との調和に努めること。) (・駒ヶ根総合文化センターを視点場とした中央アルプスへの眺望をできるだけ阻害しないよう、周囲の建築物との調和に努めること。) (・ふたつのアルプスの山並み及び周囲の建築物等の形態との調和に努め市民や観光客が歩きたくなる道路空間の創出に努めること) ・勾配屋根とするよう努めること。ただし、一戸建て住宅以外の建築物については周囲との調和に配慮し景観を崩さない計画と認められる場合は、屋根の形状は問わない。 ・周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 ・周囲の建築物等の形態との調和に努めること。 ・建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの形成にも努めること。 ・大規模な平滑面が生じないように、陰影等壁面の処理に配慮すること。 ・周辺の基調となる建築物等に比べ規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 ・河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 ・非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 ・屋上・屋外設備は外部から見えにくいように工夫する。
材料	(・外壁は自然素材又はできるだけ自然景観と調和した素材とすること。) ・敷地の土留めは、自然の法面の緑化、自然石積み、化粧ブロック等を用いるよう努めること。 ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。 ・反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。
色彩等	(・自然景観やまちなみと調和し、周囲の建築物の現状や地域性を踏まえた色彩とすること。) (・できるだけ落ち着いた色調で、周囲の建築物との統一を図るよう努めること。) (・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周囲の建築物等と調和した色調とすること。) (・使用する色数を少なくするよう努めること。) ・けばけばしい色彩とせず、周囲の建築物等と調和した色調とすること。 ・多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量の balan

	スに十分配慮すること。 ・照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。 外壁面 ・外壁面に使用する色相の彩度は（R）8以下、（YR）8以下、（Y）10以下、（GY）6以下、その他の色相は4以下とすること。 ・明度は周辺景観に調和するよう努めること。
敷地の緑化	（・観光客にアピールする豊かな自然景観と調和する植栽に努めること。） （・県道駒ヶ岳公園線沿道の緑化及び植栽の整備に努めること。） （・駒ヶ根総合文化センターを視点場とした中央アルプスへの眺望に調和した植栽に努めること。） （・沿道のポイント緑化に努めること。） ・敷地境界には、なるべく生垣、樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 ・駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 ・使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。 ・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。 ・可能な限り緑化に努め、維持管理に努めること。

公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他意匠に関する付加基準	
配置	・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。
規模 形態・意匠	（・駒ヶ根高原のイメージと調和する空間の創出に努めること。） ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。
材料	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。
色彩等	・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。

重点地区拡大図

駒ヶ根 I C



文化センター（一部）



④ 市街地地域

(重点地区：駒ヶ根駅前) (重点地区：文化センター) (重点地区：景観道路軸)

配置	(・にぎわい空間に調和するよう、前面空間をできるだけ広く取り、隣接する建築物とラインを揃えるよう努めること。) (・駒ヶ根総合文化センターを視点場とした中央アルプスへの眺望をできるだけ阻害しない配置とするよう努めること。) (・ふたつのアルプスの眺望をできるだけ阻害しないよう努めること。) (・道路境界及び隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりある空間を確保すること。) ・周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。 ・隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。 ・敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。 ・地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。
規模	(・隣接する建築物との調和を図るよう努めること。) (・駒ヶ根総合文化センターを視点場とした中央アルプスへの眺望をできるだけ阻害しない高さとするよう努めること。) (・沿道景観に配慮し、できるだけ周囲から突出した印象にならない規模、高さとするよう努めること。) (・高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感等を生じないように努めること。) ・アルプスへの眺望を阻害しないものとするよう努めること。ただし、住民生活の向上を図ることを目的とし、当該住民、地権者の了解が得られた事業についてはこの限りではない。 ・周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。
形態・意匠	(・市民や観光客が留まりたくなる空間にふさわしい外壁、意匠とすること。) (・駒ヶ根総合文化センターを視点場とした中央アルプスへの眺望をできるだけ阻害しないよう、周囲の建築物との調和に努めること。) (・ふたつのアルプスの山並み及び周辺の建築物等の形態との調和に努め市民や観光客が歩きたくなる道路空間の創出に努めること。) ・勾配屋根とするよう努めること。ただし、一戸建て住宅以外の建築物については周囲との調和に配慮し景観を崩さない計画と認められる場合は、屋根の形状は問わない。 ・周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 ・周辺の建築物等の形態との調和に努めること。 ・建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの形成にも努めること。 ・大規模な平滑面が生じないように、陰影等壁面の処理に配慮すること。 ・周辺の基調となる建築物等に比べ規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 ・河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 ・非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 ・屋上・屋外設備は外部から見えにくいように工夫すること。
材料	・敷地の土留めは、自然の法面の緑化、自然石積み、化粧ブロック等を用いるよう努めること。 ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。 ・反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。
色彩等	(・できるだけ落ち着いた色調で、周囲の建築物との統一を図るよう努めること。) (・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。) (・使用する色数を少なくするよう努めること。) ・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。

	・照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。 外壁面 ・外壁面に使用する色相の彩度は（R）8以下、（YR）8以下、（Y）10以下、（GY）6以下、その他の色相は4以下とすること。 ・明度は周辺景観に調和するよう努めること。
敷地の緑化	（・壁面植栽やポイント植栽で華やかな景観を演出するよう努めること。） （・隣地と調和した植栽に努めること。） （・駒ヶ根総合文化センターを視点場とした中央アルプスへの眺望に調和した植栽に努めること。） （・沿道のポイント緑化に努めること。） ・敷地境界には、なるべく生垣、樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 ・駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 ・使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。 ・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。 ・特に道路に面した場所は、道路からの壁面の後退距離をとり、可能な限り緑化に努め、維持管理に努めること。

公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他意匠に関する付加基準	
配置	・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。
規模 形態・意匠	・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。
材料	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。
色彩等	・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。

重点地区拡大図

文化センター（一部）



駒ヶ根駅前



⑤ 中山間地域

(重点地区：景観道路軸)

配置	(・ふたつのアルプスの眺望をできるだけ阻害しないよう努めること。) (・道路境界及び隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりある空間を確保すること。) ・景観道路軸からの後退距離は2m以上とするよう努めること。(複数接している場合は一面以上。付属屋除く) ・隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。 ・敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。 ・地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。 ・電柱・電線は、良好な森林景観を阻害しないよう配慮し設置するよう努めること。
規模	(・沿道景観に配慮し、できるだけ周囲から突出した印象にならない規模、高さとするよう努めること。) (・高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感等を生じないように努めること。) ・建築物の高さは、現状の住宅等の高さとし良好な森林景観を阻害しないこととすること。 ・周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。
形態・意匠	(・ふたつのアルプスの山並み及び周辺の建築物等の形態との調和に努め市民や観光客が歩きたくなる道路空間の創出に努めること) ・勾配屋根とするよう努めること。ただし、一戸建て住宅以外の建築物については周囲との調和に配慮し景観を崩さない計画と認められる場合は、屋根の形状は問わない。 ・周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 ・周辺の建築物等の形態との調和に努めること。 ・大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。 ・周辺の基調となる建築物等に比べ規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を図ること。 ・河川、道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 ・非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 ・屋上・屋外設備は外部から見えにくいように工夫すること。
材料	・外壁はくつろぎを感じられる雰囲気演出するため、自然素材又は地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。 ・反射光のある素材を使用する場合は周囲との調和に十分配慮すること。 ・金属板、ミラーガラス、無塗装金属板の使用は出来るだけ避け、使用する場合は周囲との調和に配慮すること。 ・敷地の土留めは、自然の法面の緑化、自然石積み、化粧ブロック等を用いるなど景観に配慮するよう努めること。
色彩等	(・けげばばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。) (・使用する色数を少なくするよう努めること。) ・けげばばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。 外壁面 ・外壁面に使用する色相の彩度は(R) 8以下、(YR) 8以下、(Y) 10以下、(GY) 6以下、その他の色相は4以下とすること。 ・明度は周辺景観に調和するよう努めること。
敷地の緑化	(・沿道のポイント緑化に努めること。) ・敷地境界には、なるべく生垣、樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 ・駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路から直接見えにくいように周囲の緑化

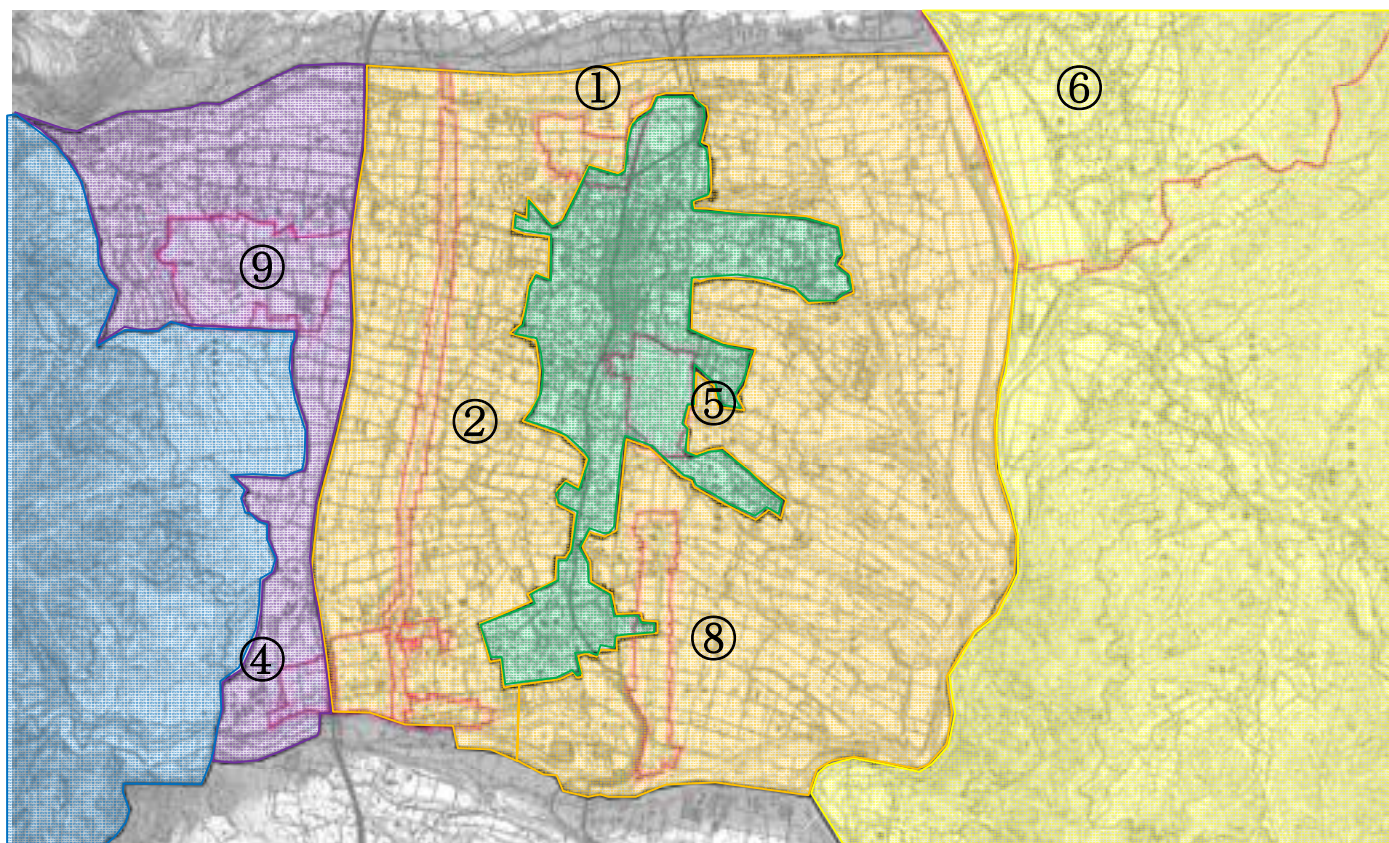
	に努めること。 ・使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。 ・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。 ・可能な限り緑化に努めること。
--	---

公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他意匠に関する付加基準	
配置	・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。
規模 形態・意匠	・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。
材料	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。
色彩等	・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。

7 景観育成住民協定（重点地区）

市内には、現在7つの景観育成住民協定を結んでおり、それぞれがよりよい景観を目指して活動を行っております。この地区内で行われる行為についても、その他の重点地区と同様の届出が必要となります。

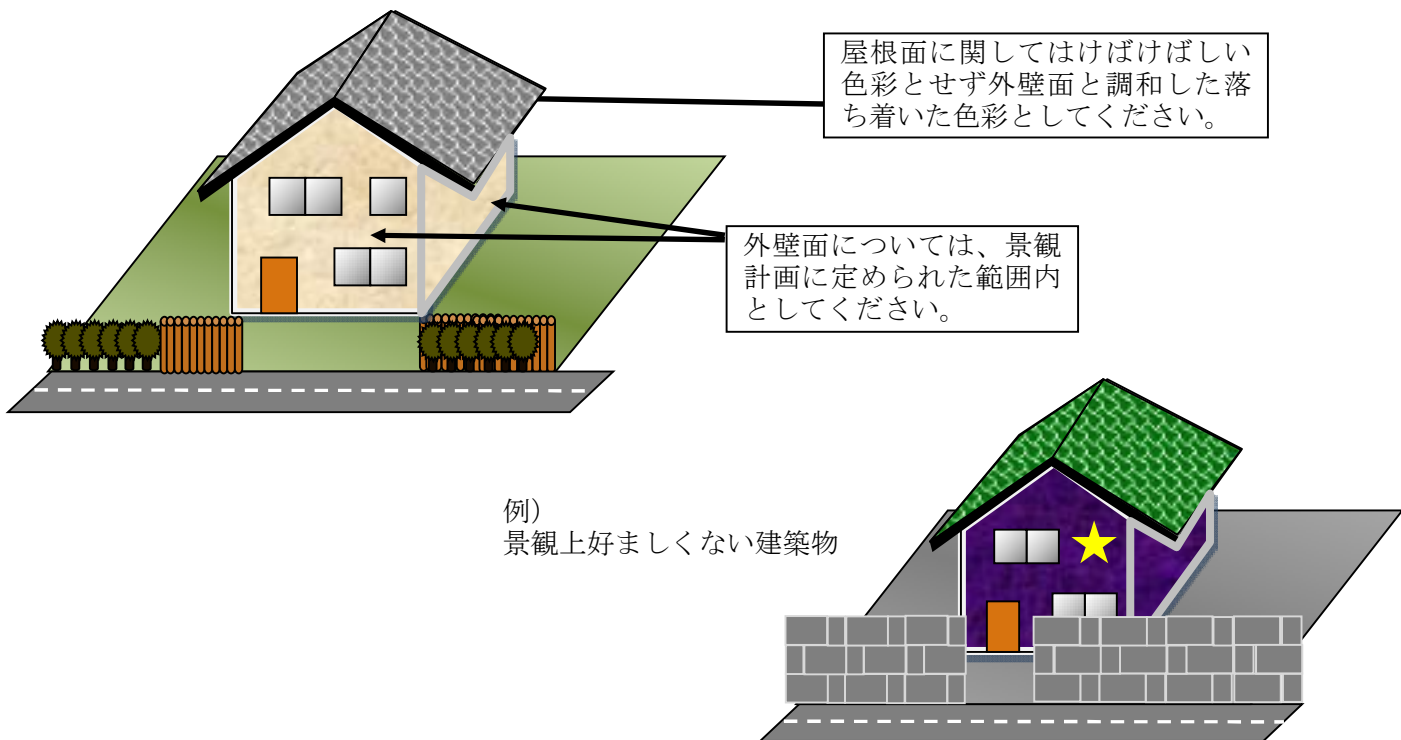
- | | |
|----------------------------------|-----------------------------|
| ① 看護大学周辺地域景観形成住民協定 | ② 広域農道沿線景観形成住民協定 |
| ③ （欠番） | ④ 大徳原周辺地域景観形成住民協定 |
| ⑤ ふたつのアルプス望岳の里「南田市場」
景観形成住民協定 | ⑥ 東伊那景観形成住民協定 |
| ⑦ （欠番） | ⑧ 伊南バイパス「駒ヶ根南部」景観育成
住民協定 |
| ⑨ 「光前寺周辺水仙の里」景観育成住民協定 | |



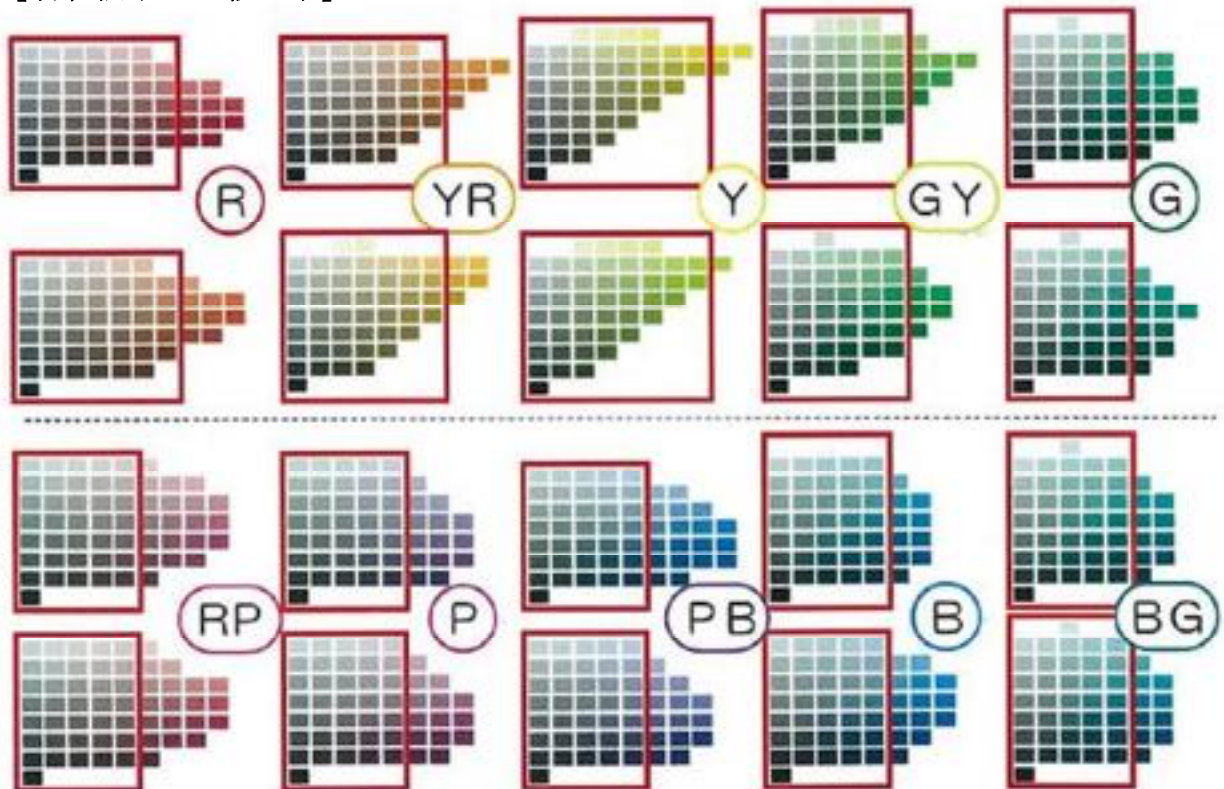
※景観育成住民協定地区に関しては協定毎に良好な景観形成のまちづくり基準を定めております。
内容につきましては、個別に市役所都市計画課もしくは地元の協議会にご確認ください。

8 色彩

外壁面については、景観計画に定められたマンセル値の範囲内にしてください。



【駒ヶ根市の色彩基準】



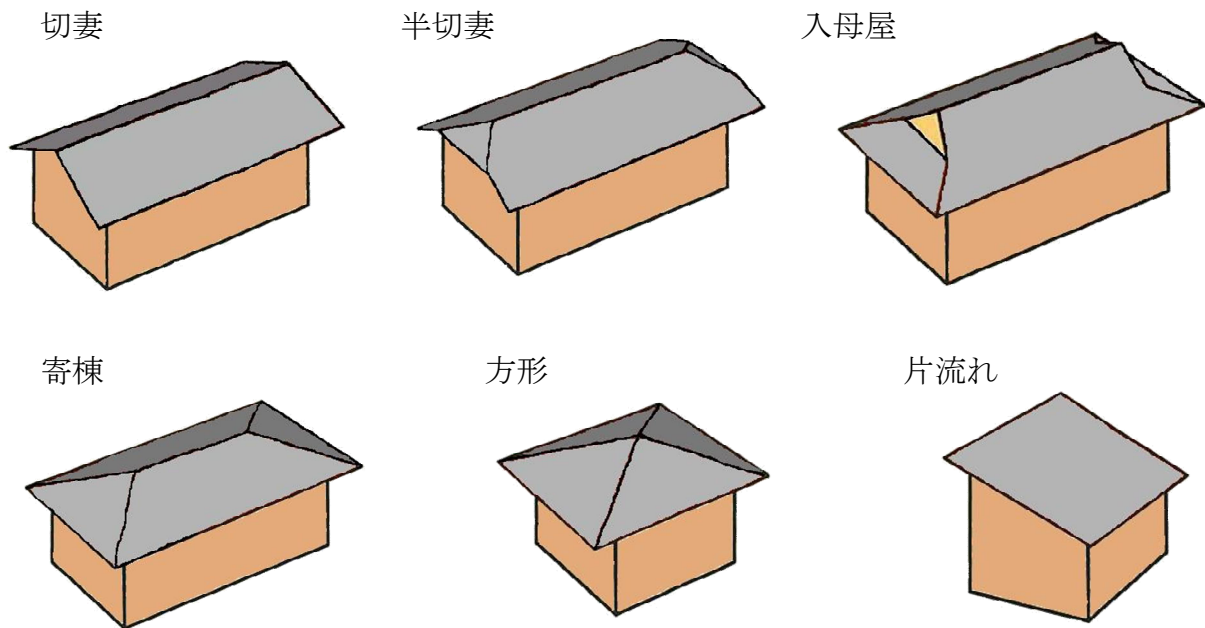
外壁面に使用できる基本的な色相の彩度

(R) 彩度 8 以下、(YR) 彩度 8 以下、(Y) 彩度 10 以下、(GY) 彩度 6 以下、その他の色相については彩度 4 以下となります。ただし、アクセントとして使用する場合はこの限りではありません。

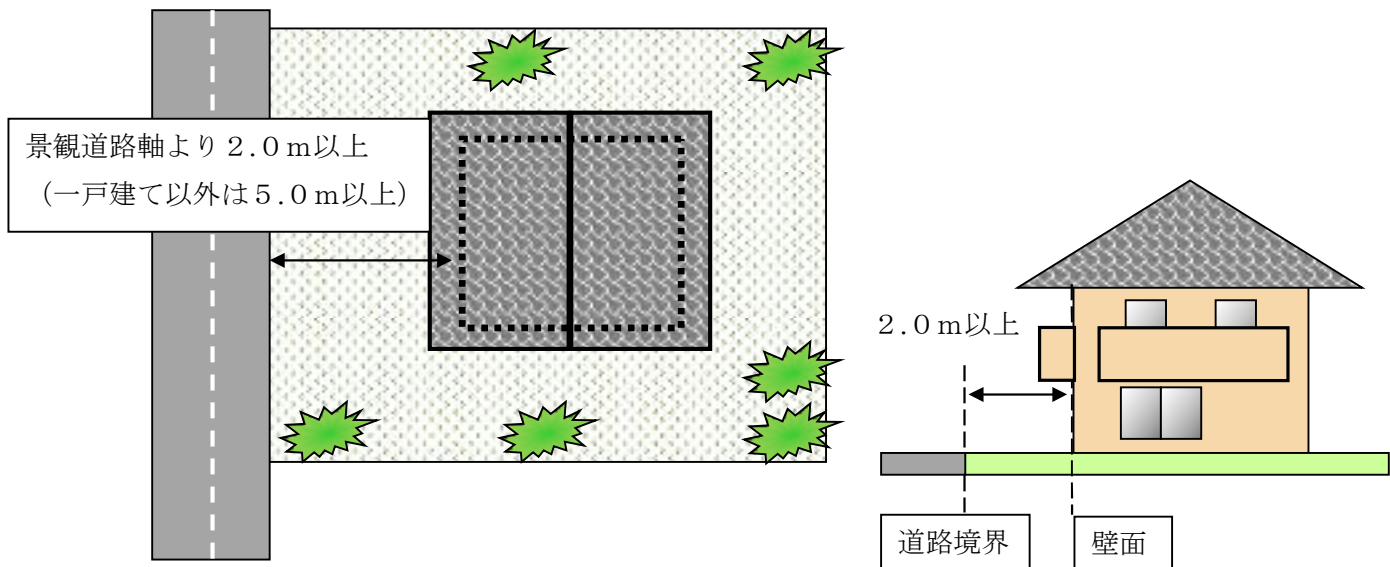


9 屋根の形状

屋根の形状については、アルプスの借景となるため原則勾配屋根をお願いしております。
勾配屋根と認められる物については以下のとおりです。



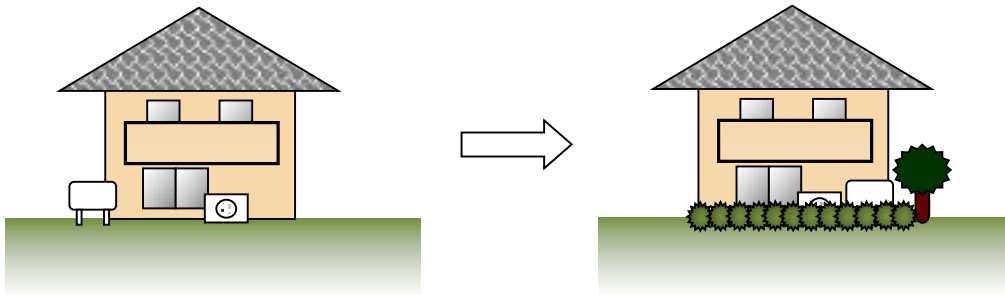
10 壁面の後退距離（観光・田園、周辺田園・河岸段丘、中山間地域）



11 その他良好な景観形成のために

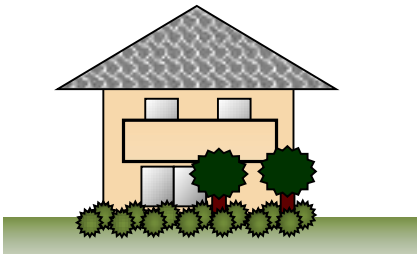
付帯設備について

- ・設備はできる限りまとめて、見えにくい位置に設置しましょう。
- ・樹木や生垣で遮蔽しましょう。

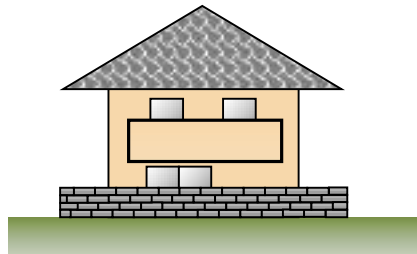


塀・柵（フェンス）について

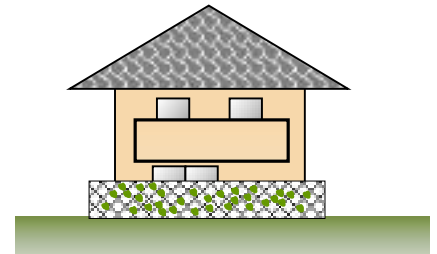
- ・敷地境界にはなるべく生垣、樹木等を活用しましょう。
- ・門、塀、柵等による場合は周辺の景観と調和するよう努めましょう。



生垣に使用する樹種等は駒ヶ根市の環境にあった物を使用するとより良好になります。



ブロック塀等の透視不可能な塀の場合は1.2m以下にすると見通しが良好になります。



フェンス（柵）等設置する場合は周囲と調和した色彩とし、つる植物などを絡めるとより良好になります。